

日々の生活に役立つ！

インド法律コラム



インドの総合法律事務所 Ahlawat & Associates の弁護士 Tania と
ジャパンデスク坂谷が日本人の方に有益な法律情報をご紹介します。



Q7

インドにあるお店でマネージャーをしている日本人です。最近お店の帳簿上不審な動きがあり、従業員が着用した疑いがあります。そのような場合、どのような法的措置を取るべきでしょうか？

回答： 横領された疑いのある金額と、誰が横領したのか確認があるかどうかは鍵となります。選択肢としては①会社内で解決するか②警察に相談するか、の二つがあります。

もし、これがわずかな額であり、どの従業員が犯したものなのか特定できている場合は、慎重に自身で解決しても良いでしょう。その従業員と雇用契約を交わしているのであれば、該当の条項を有利に利用し相手を解雇することができます。これは、あなたを守るにもなり得ます。後にその従業員が、不当解雇だということで訴訟手続きを始める可能性があるからです。このような状況を避けることを常に念頭に置いて、予め雇用契約やマニュアルを作成することが大切です。

どの従業員によるものか確認が無い場合や、自身で対処したくない場合は、警察を呼ぶか、最寄りの警察署で届出を出して下さい。警察が調査を行い、もし横領の証拠が見つかれば被疑者は逮捕され刑事事件となります。被疑者が日本国籍者であれば、警察からFRROに知らせが行き、FRROから在インド日本大使館へと連絡されます。これによりその従業員のビザは取り消される可能性があります。

また、警察による過程は通常かなりの時間を要するので留意した方が良いでしょう。関係がありそうな他の従業員に尋問を行うこともあります。これは、無実の従業員達の士気を下げるにもなりかねません。

解説： 従業員による窃盗というのは、雇用主の資産を意図的に不正使用することです。詐欺行為（雇い主を故意に誤解させる）、横領（会社資金の着用）または偽造（認可されたサインを複製する）などもこれに該当します。

盗難であれば、最長3年の禁固刑もしくは、罰金、もしくはその両方が科され、悪質な横領の場合、最長2年の禁固刑もしくは、罰金、もしくはその両方が科されます。背任行為については、最長3年の禁固刑、もしくは罰金か、その両方となり、従業員や使用人による背任行為なら、最長7年の禁固刑と罰金の可能性もあります。

通常、裁判では横領が行われたと証言するのに十分な証拠が提示されているかどうか論点となります。そしてその刑罰は雇用主からの解雇や、禁固刑・罰金まで多岐に及びます。いくつかの事例では、裁判官が被告人に対し、横領した金額を企業側へ賠償するよう命令を出しました。

インドでは雇用に関する問題がやや複雑です。的確にプロセスを説明し、あなたを守るために適切な文書を作成し、あなた自身が持つ権利を有効活用するために法律顧問を利用されることをお勧めします。



Ahlawat & Associates は国内外の顧客にサービスを提供するインドの総合法律事務所です。当事務所のサービスはインドにおける海外直接投資からスタートアップ事業への支援など、多岐に渡ります。A&A は法的サービスへのアプローチに革命を起こすことを目指しており、顧客の事業に関する日常的な手続きだけでなく、会社設立の複雑な手続きも単純化します。ご質問・ご要望等がありましたらお気軽にご連絡ください。日本人担当者をご対応致します。

Delhi

📍 A-33, Lower Ground Floor,
Defence Colony, New Delhi - 110024

Mumbai

📍 1st Floor, Examiner Press Building,
35, Dalal Street, Fort, Mumbai - 400001

☎ +91 98109 07903 (坂谷・荻田)

✉ mami.sakatani@ahlawatassociates.in

🌐 <https://www.ahlawatassociates.com/>

インドの法律ならお任せ！
アフラワット法律事務所



AHLAWAT & ASSOCIATES
ADVOCATES